

Title	初期中等教員無試験検定期における慶應義塾の教育学： 大学部と中島泰蔵をめぐって
Sub Title	The lectures of pedagogy at Keio University from 1890 to 1903
Author	柄越, 祥子(Tsukakoshi, Sachiko)
Publisher	三田哲學會
Publication year	2010
Jtitle	哲學 No.123 (2010. 3) ,p.323- 340
JaLC DOI	
Abstract	<p>This study aims at elucidating the origin of the lectures of Pedagogy at KEIO UNIVERSITY. In 1890, Keio gijuku established a college with Departments of Law, Literature, and Economics. At that time, it is said that the lectures of Pedagogy started, but in facts, later it was done by Taizo Nakajima. It seems that there were some relationship between the certificate examination system for junior high school teachers and the opening the lectures of Pedagogy.</p> <p>Taizo Nakajima, a famous psychologist, gave lectures on pedagogy but which was not enough to Keio gijuku to receive the privilege to give their students the teaching licenses without examination. However, Keio gijuku did not change the course of study in order to adapt the idea of the administration at that time and they lost the privilege. Even so, Nakajima continued to hold the chair of pedagogy at Keio gijuku until 1903.</p>
Notes	特集：教育学の射程 プロジェクト研究論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000123-0323

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

プロジェクト研究論文

初期中等教員無試験検定期における
慶應義塾の教育学

——大学部と中島泰蔵をめぐって——

柄 越 祥 子*

**The Lectures of Pedagogy at Keio University
from 1890 to 1903**

Sachiko Tuskakoshi

This study aims at elucidating the origin of the lectures of Pedagogy at KEIO UNIVERSITY. In 1890, Keio gijuku established a college with Departments of Law, Literature, and Economics. At that time, it is said that the lectures of Pedagogy started, but in facts, later it was done by Taizo Nakajima. It seems that there were some relationship between the certificate examination system for junior high school teachers and the opening the lectures of Pedagogy.

Taizo Nakajima, a famous psychologist, gave lectures on pedagogy but which was not enough to Keio gijuku to receive the privilege to give their students the teaching licenses without examination. However, Keio gijuku did not change the course of study in order to adapt the idea of the administration at that time and they lost the privilege. Even so, Nakajima continued to hold the chair of pedagogy at Keio gijuku until 1903.

* 慶應義塾大学社会学研究科教育学専攻博士課程3年

1. はじめに

中等教員の資格制度は、初等教員の資格に比べて制度化がかなり遅れたといえる。その理由は、中学校設置の遅れによる教員養成の緊急性が乏しかったことや、中等教員にたいする教科の専門性を求めたことなどが挙げられる¹。しかし、明治20年代以降、中等教員の不足がいよいよ深刻化する中で、政府は、明治17(1884)年から整えてきた免許資格主義から転じ、27年に免許規則を改正し、資格制度の簡易化を導入するなどして、中等教員の養成に大きな変化がおこった²。

また、この時期、帝国大学文科大学では明治20年9月に、学科が増設され、七学科制となったが³、このときに、各学科とも教育学が教科に加えられている。また、22年からは特約生教育学科が設けられ、外国人教師ハウスクネヒトの提案に従って、学術研究に加えて教員養成にも力が注がれるようになった。

このように、明治20年代を通して、中等教員養成の制度が整えられるのにつれて、大学の中での教育学に対する注目も高まってきたといえる。しかしこの段階では、基本的に官立学校に限定された資格制度となっていた。これが私立にまで拡大、展開していくのが明治30年代になってからである。

こうした背景のもと、大学部を創設した慶應義塾では、どのような教育学が講じられていたのか、教員養成の制度のかかわりと共に追っていきたい。

2. 慶應義塾大学部設置と教育学

明治23(1890)年、慶應義塾は大学部を創設した。英語教育に重点をおきつつも、高度に専門化された学問を授ける教育機関へと脱皮を図ろうとしたものである。これに先立つ19年の、「帝国大学令」によって、これ

までの東京大学から名称を変えた帝国大学は、六つの分科大学をもつ総合大学となった。ちょうどこのころから、慶應義塾においても、義塾を大学校にしようという要望がおこってきた。福沢も留学中の長男、一太郎に宛てた書簡の中に「英語ハます、盛ニ相成、唯この上ハ資本金さへあれば、大学校ニ致度と教員ハ申居候⁴」と記している。翌年には小泉信吉が大学部を創設することを目的として総長に就任した⁵。

大学部の学科課程は大学課程編成委員によって原案が作製され、評議委員会に提出された。編成委員は、門野幾之進、鎌田栄吉、高橋義雄、中村貞吉、福沢一太郎、真中直道からなっていたが、実際に原案を作成したのは門野幾之進一人であったという⁶。門野は、「箱根の温泉宿の福住か何かに一週間ほど一人で行つて」、主にアメリカの学校の課程を調べて作った、と後に証言している⁷。

大学部創設後、初となる、23年の大学部規則、第八章の「各科課程」には、文学科、理財科、法律科の三科の課程が、それぞれ学年ごとに週当たりの時間数とともに表記されている。これによると、「教育学」の講座は、文学科課程の第二学年に一週間に二時間開かれることとなっている⁸。門野が一人で作ったとされるこの学科課程は、アメリカのものを参考にしたとされるため⁹、「教育学」の講座を学則で掲げたのにはその影響もあると思われる。しかしながら、当時の受持講師の一覧を見る限り、「教育学」を担当した講師は見受けられない¹⁰。何らかの事情で、実際には、特定の講師が講義をするという形での「教育学」の講座は、しばらくの間、開設されなかった。

一方で教育学に隣接すると考えられる教科では、23～24年には「心理及倫理学」をノックス（George William Knox）が、「論理学」を門野幾之進が担当している¹¹。ノックスは、アメリカ人宣教師で明治学院や、また帝国大学でフェノーサに代わって倫理学、心理学を講じたこともあった人物である¹²。門野幾之進は、明治4年に慶應が三田に移転した頃か

ら、16歳にして教師の職にも就いていた。24年以降は、「論理学」以外にも「心理学」、「倫理学」を担当している¹³。門野の授業は英語や数学にも定評があったが、明治25年に文学科を卒業した川合貞一は以下のように回想している。

…それから二十三年に大学部が出来まして、そこでもつて私は一年間直接門野先生の教へを受けた。論理学を教はつたのですが、無論西洋の書物を講義なさるのとはおのづから違ふ。ミルの代議政体を講義なさるのと少しく違ふと思ひますが、その講義は先づ最初に先生は印度の因明をお話しになつた。…(中略)…それから因明の講義が済むと西洋の論理学をおやりになつた。それは何かといふと、ミの論理学をお用ひになつた。斯ういふ風です。それから試験はどうしたかといふと、因明の方はお出しになりませんでしたけれども、二十三年の終ですが、西洋の論理学ははじめから終まで書かせる、全部です。(以下略)¹⁴

ここから、大学部では創設時から、単にミルの著作を読むというのではなく、教科について広い内容が講義されていたことがわかる。大学部の授業は、単に英語のテキストを読むというものではなく、英語のテキストを用いながらも、教科の内容を講義する形式であり、当初、「教育学」の講義はなかったと考えられるが、それは「教育学」に関わる英語の文献の購読はできて、その内容について十分に講義することができる適当な人材がいなかったということ、またそうした人材を外部から招聘してまでも「教育学」の講義を行う必要を感じていなかったことを示唆している。

大学部は設置されはしたものの、予想の定員数よりも入学者がはるかに少なく、程なく経営不振に陥った。29年には評議会での存続が議題となるほどであったが、当時社頭であった福沢諭吉が大学部を維持、拡張し

ていくべきとの意見であったため、新たに資金を募集して、大学部を中心とした学制改革を行うこととなった¹⁵。この改革の中心となったのも門野幾之進であり、門野の原案は教員会議を経て評議員会で議決された。こうした過程を経て31年5月から行われた学制改革では、義塾諸学校は統合されて小学・中学・大学の一貫教育の制度が整えられた。慶應義塾の新たな中心的存在となった大学部は、文学部、法学部、政治学部、理財学部からなる五年間の課程となり、「慶應義塾の主力を大学に集注し、卒業生の養成を以て目的とすること」とされた¹⁶。

この学制改革でもまた、文学部の課程に「教育学」が見られる。第四学年の第三学期（1月11日より4月15日）に「教育学」が設置された¹⁷。実際に教育学の講義を行うのは、後述のとおり、もう少し後になってからであるのだが、この教育学を担当したのが、後に実験心理学者として知られる、中島泰蔵である。中島は、「心理学」「倫理学」「論理学」「教育学」を担当しており、このことは当時としては珍しいことではないものの、こうした教科を幅広く担当できる素養の持ち主であったことが伺える。

中島泰蔵は、慶応2（1866）年若狭の国に生まれ、学問好きの父親や近隣の禅寺の影響を受けて育った。大阪に出て泰西学館で英語を学んだが、このころ、外国人と交際しているうちにキリスト教の洗礼を受けたり、精神上の学問に興味を持ったと言われる。そして中島が特に影響を受けたのが、元良勇二郎の心理学で、明治24（1891）年には上京し、元良の心理学談話会にも出席している。その年、コロラド大学に留学し哲学の学位を受けた後、更にハーバード大学において心理学を学んだ。帰朝後は、二十八年から帝国大学で元良の実質的な助手として実験装置を作製して研究に取り組みつつ学生の実験指導にあたった。この間、元良と共訳でヴェントの『心理学概要』を出版している。こうして帝国大学で心理学の助手をしながら、29年には東京専門学校講師嘱託、31年から学習院講師、そして慶應義塾大学部文学科講師を務めることとなった¹⁸。

このような経歴から、中島は基本的に心理学者であると言える。また、実際に36年に慶應を辞して、翌年札幌農学校に英語・倫理学講師として赴任するが、「心理学への思いを捨てがたく、39年にはあえて職を辞し家族を残して、再度渡米する¹⁹」こととなった。このことでも分かるように、中島は意識の上でも、また実際にその後の歩みも、その地盤は心理学にあった。事実、帰国後は早稲田大学を中心に実験心理学の輸入に尽力したのである。

このような人物が、短期間ではあれ、慶應で教育学を担当したのにはどのような背景があったのか。当時の私立大学が置かれていた時代背景を、中等教員の養成の観点から考察していきたい。

3. 私立大学と中等教員資格

明治32(1899)年には、私立学校令、および同時に訓令12号が制定された。これらは、条約改正に伴う内地雑居に影響をうけたものとされるが、「固より独り外国人経営の学校にのみ対するものではなく、広く一般の私立学校に関する監督規定で²⁰」あり、国家による私立学校への介入強化の一つとされる。しかしながら一方では、この「私立学校令」に従うことを条件に、国家による保護、公共性の保証がなされたことを意味し、この令をもって「私立学校の経営基盤を確立させ、これに永続性を与える役割をも果た²¹」したと言われている。

同年4月、省令第25号により、それまで官立学校の特権とされてきた、中等教員の無試験検定が一部私立学校にも認められた。このことは、私立学校にとっては更に国家の管理下に入ることを意味していたのだが、無試験検定実施に至るまでには、私立学校の側からの働きかけがあった。例えば、明治23年には哲学館が卒業生に教員認定の特典を与えるよう、当時の榎本武揚文部大臣に請願して、学務局長より「参考トシテ預リ置く」との返答を受けている²²。たとえ国家の介入があったとしても、「私

立学校としてもこの事項を「特典」として学則に謳うことは、学生募集上極めて有利で²³、私立学校自身が官立学校と同様の特権を得ることを望ましいと考えていたことがわかる²⁴。

東京専門学校の場合²⁵は、明治 23 年に文学科が開設されているが、31 年には「純文学者をつくることとともに教育者をつくることの必要を痛感するようになり、教育者に必要とされる資格をえるために」それまでであった文学科専科を廃止して歴史地理学科を設けるなど、学科編成の改正を行った。そして、無試験検定の認可願を 32 年 5 月 6 日に提出し、7 月 7 日に認可が下りている。この段階で文学科・史学科双方に設けられた教育学関連の学科は、第二学年において「教育学」「教授法」、第三学年では「教育学史」「教育法令」である。

32 年 9 月には更に文学部を三科に分けたが、それぞれ無試験検定が認可された科目は以下の通りである。

- | | |
|-------------|--------------|
| 一、哲学及英文学科 | 倫理・修身・教育学・英語 |
| 二、国語漢文及英文学科 | 国語・漢文・英文 |
| 三、史学及英文学科 | 歴史・地誌・地文・英語 |

哲学館の場合²⁶は、既述のように、明治 23 年の段階から無試験検定の認定を働きかけており、27 年には再度願い出ている。その時の「御願²⁷」によると、哲学館は教育家や哲学者を養成することを目的をしており、学生も教員検定試験の準備をするものも多いために、学科も重きを置いている。教員の養成にあつては「学力一方ノ試験若クハ一時即席ノ検定ニヨリテ教員ノ資格ヲ定ムルハ、恐クハ其ノ人ヲ得ザラン」ために、「寧ろ私立学校ヲ監督シテ生徒平素ノ行状勤惰ヲ点検」したほうがよいではないか、と提案する。更に哲学館では「勅語ノ聖旨ヲ奉戴シテ専ラ教育倫理ノ理論及応用ヲ講究シ、先キニ寄宿舎ヲ設立シテ生徒ノ徳育ヲ奨励シ、今又実習

科ヲ別置シテ教授ノ方法ヲ演習シ、以テ他日文部省ノ監督ニ立タンコトヲ期」しており、「学科上ニツイテ修正ヲ要スル点ハ併セテ御指揮ニ従フベシ」とまで言っており、認可を乞うている。ここまででも、一度は却下され、32年7月10日、東京専門学校に次いでようやく認可がおりた。

認可の取得に至るまで、哲学館は、自身を「文部省教員検定試験の準備をおこなう学校」と位置づけ、山口小太郎、高等師範学校教授野尻精一など何人もの講師を招聘して、教育学の充実を図っていた。明治32年には学制改革を行い、教育部・哲学部の二部とし、教育部には教育倫理科と漢文科の二科を置いた。この教育部教育倫理科では、一年次に「教育史」と「普通教育学」、二年次に「教育史」「特殊教育学」、三年次に「応用心理学」「教授法」の授業が設置され、熊谷五郎が招聘されている。

このように、慶應義塾が、大学部の廃止論から一転して、大学部を中心とした一貫教育制度確立のための学制改革を行っていた時期には、他の私立学校も改革を行ったり、特典の認可取得の運動を行ったりしており、こうしたことが慶應の改革に何らかの影響を与えた可能性はあろう。31年の学制改革の折に設置された「教育学」の講座が、それまでの看板だけのものから、講師を招いて本格的に実施された背景には、慶應の大学部の卒業生にも他の私立学校同様に官立学校並みの特典を得られるようにしたいと考えたからではなかろうか。

慶應義塾は明治33年3月に、次のような達を以って、大学部卒業生に対し無試験検定の認定を受けた。

普甲四七八号

私立慶應義塾設立者福沢諭吉代理

明治三十二年十一月二十七日願、私立慶應義塾大学部文学科卒業生に対し、倫理科、教育科、漢文科、英語科、歴史科に、同部理財科卒業生に対し、英語科、簿記科、歴史科に就き、明治三十二年文部省令第

二十五号第一条の取扱を受くるの件許可す。

明治三十三年三月十三日

文部大臣 伯爵 樺山資紀 印²⁸

しかしながら、同年 12 月には「設備不十分」ということで、早くもその資格を失っている²⁹。上記の認定の達によれば、32 年 11 月に慶應義塾は認定を求める届けを出している。おそらくその前後から認定に向けて学内の学課目等認定に向けての準備をしたのであろうと思われるが、翌 33 年 3 月に認定許可を受け、9 ヶ月後の 12 月にその特権が取り消されるまでの間、「是々の教育学を授く可し」とか「教育の演習を行う可し」などの文部省の注文を受けていた³⁰。33 年 10 月の『学報』の中では、「教育学の開講」として、「義塾大学部にては、今度教育学講義を講師中島泰造氏に囑託し、去月中旬より開講せり³¹」という記載が見られるが、慶應は、文部省の要請に応じて課程の整備を行い、そのことを内外に顕示しているようにも見られる。そして、前述の 31 年の学制改革の折に設置された「教育学」が実質的な教育学の講義の始まりと考えると、慶應における「教育学」は、こうした中等教員無試験検定認可を受ける過程において、ようやく設置が実現したものといえる。

それでも結果的には、この特典を維持することはできなかった。その理由を、慶應側は「元来義塾大学部理財科卒業生にして教員を志望する者少なきは勿論、文学科は高尚なる文学者を養成するの目的を以て設立されたものにして、敢て教員を作るの趣意に非ず³²」とし、特典を維持するために慶應のカリキュラムを当局の要請通りに変更することは、少数の教員を出すために、その他の多数者に不便を強いることになるとしている。特にこの時期は、海外の視察を終えて帰国した門野幾之進を中心に、大学部の学科制廃止など、慶應内部で再度学制改革が行われている最中で、結果として文学部は一時期中断される運びとなった。特典を失った背景には、

こうした学制改革や、特に文学部の中断が影響していると思われる。

無試験検定の特権を受けることは、大学への国家の介入を認め、「学問の自由」や「教育の自由」を犠牲にすることを意味しており³³、慶應はこの段階では、そうした犠牲を払ってでも特権を維持する必要はないと判断した³⁴。

4. 中島泰蔵の教育学

学則規定で「教育学」の文字はそれ以前にも何度も見られているものの、実際には講義担当者の名前を見つけることはできない。つまり、「教育学」という講座を設置する意図はあっても、何らかの事情で、担当教員を設置した講義形式による授業は実現できなかったということになる。慶應の中で、実質的に初めて「教育学」を担当した人物は中島泰蔵といえるが、しかしながら彼の赴任時期及び経緯ははっきりせず、したがって、慶應での「教育学」の講義の開始時期も正確には不明である。

中島の小伝によれば、明治 31 (1898) 年 9 月に学習院での授業を担当しており、そのころ慶應義塾にも赴任したとされているが³⁵、前述のとおり、慶應義塾大学の「教育学」の講義を担当するのは 33 年の 9 月である。ただし、大学部文学科の「教育学」は早ければ 28 年 8 月、遅くとも 33 年 4 月には担当していたと考えられ³⁶、31 年から 33 年の間に慶應に赴任して、大学部文学科の「教育学」を担当し、新学制で文学科が廃止されて一学科制になった後、33 年 9 月に大学部の「教育学」を担当したと考えられよう。この間に、慶應は中等教員の無試験検定の認可を得て、また失ってもいるが、慶應が無試験検定の特典を失った後も、中島は、36 年に慶應を辞すまで、慶應で唯一「教育学」の講座を担当した教員であった。つまり、その導入においては、多分に教員養成の目的を意識して設置された可能性の高い慶應の「教育学」であったが、教員養成のための講座が必要なくなっても、その存在は維持されていたのである。33 年 12 月

に教員養成という目的を失った慶應の「教育学」の内容はどのようなものであったのか、細かな内容の変遷を追う事は、史料的な制約があるが、中島の言説を通して、慶應で行われていた「教育学」の方向性を垣間見ていきたい。

中島泰蔵は、後に、三田演説館で行われた「自尊の感情」という講演において、「自尊とは文字の示す通り自ら尊重するの義で、修身論理の方から考えられますが、私は今茲に之を一つの感情 (Feeling) として心理学の方面から考えやうと思ふ³⁷」と述べている通り、常に自らが心理学者であるという自覚のもとに発言をしている。

このような中島の心理学研究の集大成ともいえる博士論文は、大正3 (1914) 年7月に東京帝国大学で受理された。この『最新研究心理学』の研究の要目は「快不快ナル情的判断ノ心理作用ヲ主観客観ノ両見地ヨリ観察分解スルニアリ中心問題ハ簡単ナル感情其物ハ感覚ト同一類ノ意識内容にアラサルカ若シ然リトセハ情的判別ハ感覺的判別ト同様ノモノニアサルカト云フニアリ³⁸」というもので、この論文は感情の研究において、これまでなおざりにされてきた「一定ノ実験的条件内ニ感情ヲ証セシメ」客観的に観察、測定するという実証的な方法で成果をあげたものと評価されている³⁹。取り扱う素材である「情的作用」を主観・客観という二方向から分析するという手法をとることで感情と感覚の相違点や類似点を明らかにした。

また、慶應で「教育学」をはじめ、「倫理学」や「論理学」などを担当していた明治33年3月号の『教育學術界』の「独創の才と凡才との関係」という論文では、「人に賢愚の差あり能不能の別ある所以のものは、主として学ぶと学ばざるとの差より生じ、磨くと磨かざるとの別より生ずとは通俗の格言とは云え、蓋し至言と云ふべし⁴⁰」と述べ、論文の第一の趣旨ではないにせよ、教育の意味づけを行っている。更に、同雑誌には、翌年「テーチヒカイトを本として教育を論ず」と題した論文を載せ、教育

の目的について「統一的活動が成るべく多く出来る様にするにある⁴¹⁾」と述べている。このように、中島は心理学をベースとしながらも、人間の心理や精神発達を考える手段として、教育の在り方についても関心を見せることが多かった。

この33年には、博士論文にも繋がる主観・客観という二方向の研究方法について言及した論説「道德及法律の社会心理学起原」を『三田評論』に発表し、「斯の如く主観的研究法と客観的研究法とを分ち、且つ其材料に區別を立て⁴²⁾」た、と説明している。ここで素材として取り扱っているものが古代から当時までの「道德」であることは注目に値する。また翌年には「心理学上より人格を論ず」という論説も発表している。この論説で中島は、ここで扱うものは倫理学上の人格論ではなく「発生法或いは組織変遷及び法則を研究」と断って、心理学的に人格を論じてはいるが、更に、「他事ながら一言すべし」として「人格を完全にする根本的方法是、あらゆる精神作用を発揚し、且つ之れが統合を密接にするにあることは是なり。教育上の思想は着々此の原則に向つて進みつゝあるもの⁴³⁾」と、教育的な観点にまで言及している。これらのことから、30年代前半の中島は、方法論として心理学的手法をとりながら、関心は道德的、倫理的、教育的なものにも向いていたのではないかと考えられる。

このころの中島の大学外活動の一つに、帝国教育会とのかわりが挙げられる。帝国教育会は、学校教員や行政官などによって結成された大規模な教育団体である教育会の一つで、当時唯一の全国規模の教育会であった⁴⁴⁾。中島は会員ではないものの、明治28年には『大日本教育会雑誌』に「不健全の心的徴候」「児童心意実験之結果」などの論説が見られ⁴⁵⁾、また34年には帝国教育会主催の高等学術講義会で「近世心理学ノ理論、応用及ヒ実験法」の講義を行っている⁴⁶⁾。この帝国教育会では30年代の前半には公德養成唱歌の開発など、文部省の諮問に答える形で学校内における公德の養成問題に取り組んでいる。その一環として、公德養成に関する

教育者の参考書の編纂が行われることとなった⁴⁷。この「公德養成に関する教育家の参考書編纂委員会」は、明治34年5月23日に開会され、辻新次（会長）、後藤牧太、湯本武比呂、町田則文、清水直義の委員出席のもと、中島泰蔵に綱目の起草を依頼することに決めた⁴⁸。

34年11月7日には、編纂委員に中島を加え、起草した『公德養成』の綱目について話し合いがもたれた。中島起草の綱目を以下に示す⁴⁹。

『公德養成』綱目

○倫理総論

徳と義務との関係・道徳の二大標準・直覚説・幸福説・利己主義・利他主義・形而上学的倫理説・社会心理的倫理説・思想派倫理説

○直覚説と公德

○利己主義と公德

○実利主義と公德

動機としての理性論・個人の利害と国家の利害・形式主義と自由主義

○形式主義と自由主義との長短比較

英独の長短比較・わが国の国体と形式主義・形式主義過重の弊・道徳の変化

○公德と私徳の関係

○公德の基礎

自治と服従・愛と正義の念

○公德の方法（其一）（其二）（其三）

○公德誤解の弊害

公德と私徳とは伴はざる可からず。慷奮家と称せらるゝものゝ中には往々精神不健全のものあるが如し。社会的義務を尽くさんが為めには宜しく其の方法を択ぶべし。

○自由寛容の精神

社会の倫理的制裁は宜しく厳正なるべし。寛容の必要。其の理由
A 個人の行為には社会も亦責任あり B 罪悪は瑕瑾たることあり C
行為の結果は複雑にして容易に測定するを得ず。寛容の精神は人の
人たる靈性なり。

○公德の自然的発生と其養成

公德は自然の発生に放任すべしと云う説を論ず。公德は自然に発生
進化すべし。放任主義を盾にして不徳を助長せしむる傾向なきか。
養成論も亦公德の自然的発達の結果なり。されば養成を助くるは即
ち社会進化の作用を助くる所以なり。

中島の原案は、一見して、詳しい説明がついている部分とそうでない部分の差が見られ、特に教育方法には全く触れられていない。この日の編纂委員会では、中島による綱目の説明がなされ、この原案に依って中島に編纂を囑託することとし、その編纂方針として「編纂に関しては成るべく公德養成の方法に重きを置き又成るべく愛国心武士道等の精神に妨げなきものを選び文体は簡易なる普通文を用ゆること⁵⁰」が決められた。

翌年4月30日の編纂委員会では、「公德私徳の関係及び実例等に関して種々研究の末右につき久保田、町田、後藤の三氏に起草を託し之を起草者中島氏に送り材料を供すること⁵¹」とした。そして6月6日の編纂委員会では久保田の立案による「公德私徳の定義」などの件について協議、可決し、中島はこの久保田の提案を参考にして訂正することが決められた。久保田がこの時に提案した「公德私徳の定義」は次のようなものである⁵²。

- 一、公德とは社会公衆に対して行ふべき徳なり其条件左の如し
一行為の主旨社会公衆を目的とする事

一行為の主旨社会公衆を目的とせざるも現に社会公衆に利害を及ぼす事

一行為の当時利害の及ぶ所一人若くは数人に過ぎざるも其行為が社会公衆に利害の及ぼすべき性質なる事

一、私徳とは一身一家の間に行ふべき徳なり其条件左の如し

一行為の旨趣一身又は一身に属する親族朋友又は一身に格段の縁故ある人を目的とする事

一行為の旨趣前項所掲の人を目的とせざるも現に其人に利害を及ぼす事

この「公德私徳」の問題は、そもそも明治 33 年に穂積陳重の帝国教育会の演説のなかで、「道德の進化」として「家族的道德」の時代（第 1 期）、「社会的道德（公德）」の時代（第 2 期）、「人類的道德」の時代（第 3 期）の順に進化するという説とともに日本の公德養成問題を提起したことに影響を受けている⁵³。そして、帝国教育会では「個人（私）のものから公のものへと及ぼす段階的指導は、公德養成の導入として採用⁵⁴」され、重要な問題として扱われていた。

こうしたことから考えると、公德私徳の定義や養成方法について、中島の言及がされていないのは、単に彼自身の関心が薄いということだけでなく、むしろ、帝国教育会にとってこのことが中心的課題であり、帝国教育会側が積極的にイニシアティブをとろうとしていたのではなかろうか。中島には、この時期、道德について言及した論考もあり、また、中島による起草綱目の細かな説明をみても、決して道德問題自体に無関心であったとは思えない。しかし、心理学を基盤とした彼の道德問題への関心と、穂積・文部省の影響下で形成されていた帝国教育会の道德問題とでは、おのずから開きがあったのであろう。

このような中島の言説からみると、中島が 30 年代前半に慶應で行っていた「教育学」の講義においても、師範学校でなされるような教授法と

いったものではなく、心理学的な視点を基盤とした個人の発達に関連するようなものであったことが推察される。特に、中島がこの頃、元良勇次郎とヴントの翻訳を手がけていたことなどから考えても、方法を心理学に求めたヘルバルト教育学の理論や、このころ輸入されはじめた、ヴントに由来する実験教育学の在り方に近いものであったと考えられる。

5. まとめにかえて

この後、慶應義塾が再び中等教員無試験検定の許可を受けるのは、中島が慶應を去った明治37(1904)年以降のことである。この頃、慶應の学制改革で文学科が復活したことで、一方で中島が札幌農学校に招かれたことが重なったためであるのだが、結果的にはあるにせよ、中島の「教育学」が、再び、無試験検定認定のための「教育学」として機能することはなかった。

慶應義塾が無試験検定の特典を失ったのは、一授業である中島の「教育学」の内容が原因というよりは、むしろ慶應のカリキュラム全体の問題であると思われる。生粋の心理学者である中島に「教育学」を担当させたことも含めて、慶應の無試験検定に対する考え方、ひいては教育学という教科、学問に対する考え方である。その上で、当時、慶應で唯一の「教育学」である中島の授業について考えるとき、現在のように学問分化が明確ではない時代であるとはいえ、中島の行った「教育学」は、少なくとも、教員養成という観点からすると十分であったとはいえなかったであろう。しかしながら、帝国教育会とのかかわりからもわかるように、中島自身は決して学校教育や教育現場に関心がなかったわけではなく、寧ろ、その後の研究動向から見ても、心理学の範囲内での教育的な事象に関心を持っていたことがわかる。中島の行った「教育学」の講義は、そうした観点から語られた可能性が高い。そして、このような中島の教育学は、慶應義塾によって容認されていた。

複数の私立大学が、無試験検定の特典を得ようと、躍起になってカリキュラム改革まで行っていた時代に、特典を介した国家介入を拒んだ慶應義塾と、その中でまた自身の研究に立脚した講義を行った中島泰蔵の存在を捉え返すことは無意味ではないであろう。

註

- 1 牧昌見『日本教員資格制度史研究』風間書房 1971 年, 313 頁.
- 2 同前, 317-358 頁.
- 3 既存の哲学科, 和文学科, 漢文学科, 博言学科に加えて史学科, 英文学科, 独逸文学科が増設された. 『東京大学百年史 部局史一』, 418 頁.
- 4 慶應義塾編『福沢論吉書簡集 第四巻』119 頁.
- 5 『慶應義塾百年史 上巻』慶應大学出版会 1958 年, 181 頁.
- 6 『慶應義塾百年史 中巻 (前)』慶應大学出版会 1960 年, 50 頁.
- 7 村田昇司『門野幾之進先生事跡・文集』門野幾之進先生懐旧録及論集刊行会 1939 年, 221-222 頁.
- 8 『慶應義塾大学規約』.
- 9 前掲『慶應義塾百年史 中巻 (上)』50 頁.
- 10 『慶應義塾学事及会計報告』(明治 23 年度附明治 24 年度前期).
- 11 同前.
- 12 前掲『慶應義塾百年史 中巻 (上)』73 頁.
- 13 『慶應義塾学事及会計報告』(明治 24 年 8 月至明治 26 年 7 月).
- 14 村田昇司『門野幾之進先生事跡・文集』門野幾之進先生懐旧録及論集刊行会 1939 年, 240-242 頁.
- 15 前掲『慶應義塾百年史 中巻 (上)』189-199 頁.
- 16 同上, 207 頁.
- 17 『慶應義塾学報』第 2 号年 1898 年, 96-97 頁.
- 18 渡邊徹「故文学博士中島泰蔵氏小伝」『心理研究』第 16 巻第 5 号 1919 年, 86-90 頁. 以下, 中島の履歴については, 特に明示しないかぎりはこの小伝による.
- 19 大泉溥『教育と保護の心理学 明治大正期別冊解題 I』クレス出版 1997 年, 60-61 頁.
- 20 文部省編『明治以降教育制度発達史 第四巻』1938 年, 653 頁.
- 21 西村誠「戦前中等教員養成と私立学校—『哲学館事件』にふれて—」『東洋大学帰葉 (文学部篇)』第 21 集 1967 年, 128 頁.
- 22 『東洋大学創立五十年史』1937 年, 59 頁.
- 23 前掲, 西村, 124 頁.
- 24 更に, 明治 31 年には 7 月に東京専門学校, 国学院, 哲学館, 東京物理学校, 連合私立尋常中学 8 校の校長が官立学校や府県立学校に準じた, 徴兵猶予, 官吏任用など「すべて同一の待遇を与へられんことを, 文部大臣に建議することに決議 (『教育時論』第 478 号, 1898 年, 19 頁)」するという運動も見られた.

初期無試験検定期慶應義塾における教育学

- 25 『早稲田大学百年史 別巻 I』1990 年, 466-470 頁.
- 26 『東洋大学百年史 通史編 I』1993 年, 295-300 頁.
- 27 『私立哲学館卒業生教員免許無試験検定願書(明治二七年)』『東洋大学百年史資料編 I 下』 年, 94-95 頁.
- 28 『慶應義塾学報』第 26 号 1900 年, 81 頁. 慶應義塾編集『慶應義塾五十年史』1907 年, 226 頁.
- 29 前掲, 西村, 125 頁.
- 30 『慶應義塾学報』第 36 号, 1901 年, 81 頁.
- 31 『慶應義塾学報』第 32 号, 1900 年, 72 頁.
- 32 『慶應義塾学報』第 36 号, 1901 年, 81-82 頁.
- 33 米山光儀「慶應義塾と師範教育—慶應義塾出身東京師範学校中学師範学科卒業生の位置づけ」『福沢論吉年鑑』第 33 号, 2006 年, 6 頁.
- 34 慶應や哲学館が認可を取り消された背景として, 中等教員養成においても, 私立学校よりも, 官立やそれに準ずる機関において行わせようとする志向もあったとする指摘もある. 前掲, 西村, 127 頁.
- 35 前掲, 渡邊, 87 頁.
- 36 『慶應義塾学事及会計報告』(明治 28 年 8 月至明治 33 年 4 月, 9 頁).
- 37 『三田評論』66 号, 1903 年 6 月.
- 38 『官報』第 631 号 大正 3 年 9 月 7 日.
- 39 同上.
- 40 中島泰蔵「独創の才と凡才との関係」『教育学術界』第 5 号, 1900 年 3 月, 42 頁.
- 41 中島泰蔵「テーヒカイトを本として教育を論ず」『教育学術界』第 4 卷 1 号, 1901 年 11 月, 6 頁.
- 42 中島泰蔵「道徳及法律の社会心理学起原(ママ)」『三田評論』第 33 号, 1900 年 11 月, 23 頁.
- 43 中島泰蔵「心理学上より人格を論ず」『三田評論』第 45 号, 1901 年 10 月, 15 頁.
- 44 白石崇人「日清・日露戦間期における帝国教育会の公徳養成問題—社会的道徳教育のための教材と教員資質—」『広島大学大学院教育学研究科紀要』第三部第 57 号 2008 年, 12 頁.
- 45 『大日本教育会雑誌』第 165 号, 171 号, 172 号.
- 46 『教育公報』第 246 号 1901 年 4 月, 61 頁.
- 47 前掲, 白石, 12 頁.
- 48 『教育公報』第 248 号 1901 年, 38 頁.
- 49 『教育公報』第 253 号 1901 年, 31-32 頁.
- 50 同上.
- 51 『教育公報』第 259 号 1902 年, 27 頁.
- 52 『教育公報』第 261 号 1902 年, 32 頁.
- 53 前掲, 白石, 14 頁.
- 54 同上, 18 頁.